

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		ばい煙に係る指定施設の改善命令	
根拠条例・規則名		さいたま市生活環境の保全に関する条例	
条 項		第 4 8 条 第 1 項	
所 管 部 課		環境局 環境共生部 環境対策課 (電話：048-829-1330)	
処 分 基 準	基 準 (未設定の場 合はその理 由)	次のいずれかの場合に該当するとき。 (1) ばい煙に係る規制基準(ばい煙の量又は濃度に係るものに限る。)に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがあると認めるとき。 (2) ばい煙に係る規制基準(ばい煙の量又は濃度に係るものを除く。)を遵守していないと認めるとき。	
	設定等年月日	平成 21 年 4 月 1 日 設定	平成 23 年 7 月 1 日 最終改正
備 考			